

平成25年度以降の生命保険料控除

< >内の金額は、所得税の控除額

[適用限度額] 70,000円<120,000円>

【新契約】

一般生命保険料控除
28,000円<40,000円>

介護医療保険料控除
28,000円<40,000円>

個人年金保険料控除
28,000円<40,000円>



一般生命保険料・個人年金保険料について、
新契約・旧契約の両方の控除を受ける場合は、
28,000円<40,000円>が限度



【旧契約】

一般生命保険料控除
35,000円<50,000円>

個人年金保険料控除
35,000円<50,000円>